

## 本号で公布された条例のあらまし

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

公衆浴場におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するとともに、混浴制限年齢を引き下げするため、衛生及び風紀に必要な措置の基準を改める等するための改正

### 二 内容

- (一) 貯湯槽及び配管の構造基準を新設
- (二) 気泡発生装置等の構造基準を改正するとともに、衛生措置基準を新設
- (三) 水位計配管の衛生措置基準を新設
- (四) オーバーフロー水及び回収槽に係る衛生措置基準を改正するとともに、構造基準を新設
- (五) シャワー設備の衛生措置基準を新設
- (六) 混浴制限年齢を十歳以上から七歳以上に引下げ

### 三 施行期日

令和四年四月一日。ただし、二(六)は、令和四年十月一日